

海通陸第78号
令和4年6月7日

東海地方非常通信協議会
構成員 各位

東海地方非常通信協議会
会長 長塩 義樹

集中豪雨等の災害時における通信の円滑な実施体制の確保について（依頼）

日頃より、東海地方非常通信協議会の運営に深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当協議会では事業計画に基づき、全国非常通信訓練や非常通信実施体制の総点検等の各種取組を推進しているところですが、今般、中央非常通信協議会から集中豪雨等の災害時における通信の円滑な実施体制の確保に係る依頼がありました。

つきましては、梅雨期や台風期に想定される情報通信施設・設備等への影響に備えて、自然災害発生時においても円滑な通信体制を確保できるよう必要な対策を講じていただきますようお願いいたします。

なお、本対策に当たっては、下記の例を参考に、他の防災関係機関との連携を図りつつ実施願います。

記

1 情報通信施設・設備等の管理・運用体制の確認

次の項目について取り組み、災害時において適切な対応が取れるよう通信の管理・運用体制の整備促進に努めること。

- (1) 夜間・休日等における災害の発生を想定した連絡体制・非常参集体制の確認
- (2) 情報通信施設・設備等の運用を確保するために必要な設備系統図等の整理状況の確認
- (3) 非常用電源設備の稼働訓練及び非常通信ルート（通常利用している通信網が利用できない場合の通信ルート）や衛星携帯電話等を使用した定期的な非常通信訓練の実施
- (4) 災害対策用移動通信機器（簡易無線、MCA及び衛星携帯電話）に係る貸出要請連絡先の確認

平日執務時間内 Tel 052-971-9618（東海総合通信局陸上課）

夜間・休日 Tel 090-3554-5675 (当協議会事務局長: 東海総合通信局陸上課長)

- (5) 非常通信対応マニュアル (これに類するものを含む) の策定又は内容確認

2 情報通信施設・設備等の停電・浸水対策

次のとおり情報通信施設・設備等や非常用電源設備の整備・点検等に取り組むこと。

- (1) 自家発電装置等の非常用電源設備の設置
(2) 情報通信施設・設備等及び非常用電源設備の適切な配置の確認・点検

注: 令和3年度に発生した災害により影響を受けた設備や、令和3年度非常通信体制の総点検において不具合が認められた設備については、できる限り早い時期にその状態の確認・点検に努めてください。

- (3) 非常用電源設備の実負荷運転や電源系統図の確認等、災害時を想定した整備・点検の実施
(4) 非常用電源設備の燃料の保存状態及び保存量の確認

注: 一般に発災後 72 時間を過ぎると要救助者の生存率が大きく下がるといわれていること、停電の長期化 (10 日間程度) にもご留意下さい。また、停電時、市町村庁舎にある防災行政無線にかかるバッテリーが老朽化により短時間しか動作しなかった事例が報告されていることから、保持時間や定期交換状況も合わせてご確認ください。

- (5) 非常用電源設備の起動を迅速かつ適切に行うための操作マニュアルの策定と適切な配置の確認

注: 停電時、市町村庁舎にある県防災行政無線の端末局に係る非常用電源設備が起動しなかった事例が報告されていることから、管理・運用体制、始動手順又は自動始動化に係る設定状況とともにご確認ください。

- (6) 非常用電源設備の適切な場所への設置の確認

注: なお、情報通信施設・設備等の停電対策に関しては、非常通信協議会より地方自治体及び構成員等に配布している「非常通信確保のためのガイド・マニュアル」(平成29年3月)の「無線設備の停電・耐震対策のための指針」及び「無線設備の停電・耐震対策についての考え方」を参考にしてください。

「非常通信確保のためのガイド・マニュアル」の最新版は、非常通信協議会ホームページからダウンロードすることが可能です。

[\(https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/hijyo/manual/manual/\)](https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/hijyo/manual/manual/)

3 非常通信計画の確認

非常通信訓練などを通じて、災害時における他の防災関係機関との連絡体制 (非常通信ルート等) の確認を行うこと。

4 その他

無線通信の確保のため緊急の連絡が必要な時は、次まで連絡をお願いします。

- (1) 平日執務時間内 Tel 052-971-9618 (東海総合通信局陸上課)
- (2) 夜間・休日 Tel 090-3554-5675 (当協議会事務局長:東海総合通信局陸上課長)